

瀬戸市選挙管理委員会告示第26号

平成13年瀬戸市選挙管理委員会告示第15号（農業委員会の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた件）は、廃止する。

平成28年12月2日

瀬戸市選挙管理委員会
委員長 加藤 唐三郎

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされた農業委員会の委員においては、この告示の公示にかかわらず、その在任中においては、廃止する農業委員会の選挙における指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めた件は、なおその効力を有する。